

# 看護小規模多機能 ひうち

## 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。  
(今治指定第3890200268)

当事業所はご契約者（以下、「利用者」といいます。）に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供いたします。

事業所のサービスや提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

- \* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果『要介護』と認定された方が対照となります。
- \* 要介護認定をまだ受けられていない方でもサービスの利用は可能です。

### 目次

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 第三者評価の実施状況
9. 協力医療機関バックアップ施設
10. 衛生管理
11. 虐待防止に関する事項
12. 非常災害時の対応
13. 業務継続計画の策定等
14. 記録の整備
15. 認知症への対応力向上に向けた取り組み
16. 生産性向上推進
17. ハラスメント対策
18. サービス利用に当たっての留意事項
19. 個人情報

## 1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人滴水会
- (2) 法人所在地 今治市末広町1丁目5番地5
- (3) 電話番号 0898-32-0323
- (4) 代表者氏名 理事長 吉野俊昭
- (5) 設立年月日 昭和56年9月30日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所  
平成27年4月1日 指定
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問（看護・介護）サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 看護小規模多機能 ひうち
- (4) 事業所の所在地 今治市末広町3丁目3番地6
- (5) 電話番号 0898-35-1101 F A X 0898-33-2828
- (6) 管理者氏名 渡邊 好香
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問（看護）（介護）サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成24年 8月 1日
- (9) 登録定員 29人（通い15人、宿泊9人）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は全室個室となっております。

居室設備の種類	数	備考	居室設備の種類	数	備考
宿泊室洋室	9	トイレ・洗面	浴室	2	特浴1
食堂兼談話室・機能訓練室	1	電話・テレビ・キッチン・冷蔵庫	トイレ	4	ハンドドライヤー
食堂兼機能訓練室ダイニング	1	電話・テレビ・キッチン・冷蔵庫	事務所兼相談室	1	
洗面室	1		スタッフ宿直室	1	
台所	2				
消防設備	スプリンクラー・消火栓・消火器・火災報知器・発電機				

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 旧今治市内  
(今治市における介護保険事業計画において定められた当事業所が存在する日常生活圏域)

\*上記以外の地域の方は、原則として当事業所のサービスは利用できません。

(2) 営業日 365日年中無休とします。

(3) 営業時間 24時間

- ① 通いサービス（基本時間） 10時～16時
- ② 宿泊サービス（基本時間） 18時～8時
- ③ 訪問（看護）（介護）サービス（随時） 24時間

\*緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

\*受付・相談の基本時間は、『通い』サービスの基本時間と同様です。

#### 4. 職員の配置状況

(1) 当事業所では、契約者に対して看護小規模多機能サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

- ① 管理者 1人  
事業を代表し、業務の総括にあたります。
- ② 介護支援専門員（計画担当者） 1人  
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、看護師・事業所スタッフと連携を図り適切なサービスが提供されるよう事業所等他の関係機関との連絡・調整を行います。
- ③ 看護職員 2.5人以上  
健康把握を行うことにより、利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、利用者のかかりつけ医などの関係医療機関との連携を行います。
- ④ 介護職員 5人以上  
看護小規模多機能サービスの提供にあたり利用者の心身の状況などを的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行います。

(2) 職員の勤務体制

日勤 8：00— 17：00

遅出 10：00— 19：00

準勤 16：00— 1：00

深夜 0：30— 9：30

昼間は利用者3名当たり介護従事者1名でお世話をします。

夜間は（ 19：00— 9：30まで）介護士及び看護師2名でお世話をします。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合  
(介護保険給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合  
(介護保険の給付対象とならないサービス)

## (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金は利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能計画書に定めます。

### <サービスの概要>

#### ア. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）を提供します。

##### ① 食事

- ・食事の提供及び食事の見守り介助をします。
- ・食事の準備片付けなど共同で行います。
- ・調理場で利用者が調理する事ができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ② 入浴

- ・入浴または清拭の援助を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

##### ④ 機能訓練（生活リハビリ）

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。

##### ⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握に努めます。

##### ⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

#### イ. 『訪問（看護・介護）』サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・療養上のお世話、診療の補助。
- ・血圧測定など、健康状態のチェック。
- ・寝たきりの予防などリハビリテーションの指導、訓練。
- ・床ずれの処置やカテーテル等の医学的管理。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品など（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・『訪問（看護・介護）』サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価なものの授受

② 飲酒及びご契約者もしくはその家族などの同意なしに行う喫煙

③ ご契約者もしくはその家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

④ その他契約者もしくはその家族などに対して行う迷惑行為

ウ. 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、(看護・介護) 食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)を提供します。

エ. ケアマネジメント

- ・身体の状態、健康状態に配慮し、これまでの生活を踏まえて地域とのつながりも維持できるように支援するとともに、新しい利用者との関係づくりも大切にします。

<サービス利用料金>

ア. 『通い』『訪問(看護・介護)』『宿泊』(介護費用分)すべてを含んだ一月の包括費用の利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

下記の利用料金によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(利用者負担額)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化により看護小規模多機能サービス居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問(看護・介護)、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者が 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。

\*償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ. 加算

① 初期加算(1日につき)

看護小規模多機能サービス事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記の通り加算分の自己負担が必要となります。

30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

② 認知症加算(1月につき)

・認知症加算Ⅰ

日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)へ専門的な認知症ケアを実施。認知症指導者研修終了者1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導、従業員へ

留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催  
介護士・看護師ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し実施

・認知症加算Ⅱ

日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）へ専門的な認知症ケアを実施  
認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し、従業員へ留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

・認知症加算Ⅲ

日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）

・認知症加算Ⅳ

要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者  
（認知症日常生活自立度Ⅱ）

③ サービス提供体制強化加算

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）介護福祉士の割合が100分の70以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が100分の25以上であること
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は常勤職員が100分の60以上または勤続7年以上100分の30以上であること。

④ 退院時共同指導加算(1月につき)

- ・病院、診療所、又は老人保健施設に入院又は入所中の利用者が退院又は退所するに当たり、看護小規模多機能サービス事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、退院又は退所後 初回の訪問看護サービスを行った場合当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする場合は2回）に限り所定単位数を加算。

⑤ 緊急時対応加算(1月につき)

- ・市町村長に届け出た看護小規模多機能サービス事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあつて、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問看護及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合には1月につき所定単位数を加算する。

⑥ 特別管理加算

- ・指定看護小規模多機能サービスに関して特別な管理を必要とする利用者に対し、サービス（看護サービスに限る）の実施に計画的な管理を行った場合加算する。

＊（注）医療保険において算定する場合は算定できない

(1)特別管理加算（Ⅰ）

特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の(イ)に該当する状態にある者に対して看護小規模多機能サービスを行う場合

## (2)特別管理加算 (Ⅱ)

特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態の(ロからホ)までに該当する状態にある者に対して看護小規模多機能サービスを行う場合

\*別に厚生労働大臣が定める状態の内容は次のとおり。

次のいずれかに該当する状態

(イ)医科診療報酬点数表に揚げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

(ロ)医科診療報酬点数表に揚げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

(ハ)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

(ニ)真皮を越える褥瘡の状態

(ホ)点滴注射を週3日以上行う必要があると認められている状態

### ⑦ 看護体制強化加算

・提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続する観点から利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に関わる加算

1、看護体制強化加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

2、看護体制強化加算(Ⅱ)次に掲げる(1)から(3)の基準に適合すること。

\*別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

(1)算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上であること。

(2)算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時対応加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

(3)算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

(4)算定日が属する月の前十二月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が一名以上であること。

(5)登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。

### ⑧ 総合マネジメント体制強化加算(1月につき)

・総合マネジメント体制強化加算Ⅰ

日々変化し得る状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供する利用者

の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意志疎通を図り、適切に連携する為の体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備についての評価に対する加算

地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取り組みを実施

・総合マネジメント体制強化加算Ⅱ

日々変化し得る状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供する利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意志疎通を図り、適切に連携する為の体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備についての評価に対する加算

⑨ 介護職員処遇改善加算

・介護職員の賃金の改善の実施・市町村に届け出による評価による加算

『看護小規模多機能 ひうち利用の費用』

(1) 看護小規模多機能サービス居宅介護・介護保険の給付に関わる部分

内 訳	費用の根拠	利用者負担額			備考
		1割	2割	3割	
介護保険の給付に関わる部分	厚生大臣の定める額によるサービス算定単位数	厚生大臣の定める額の <b>1割</b> は利用者が負担します	厚生大臣の定める額の <b>2割</b> は利用者が負担します	厚生大臣の定める額の <b>3割</b> は利用者が負担します	1単位は今治市の場合 10,000円
同一建物以外の登録者の利用料	要介護1 12,447 単位/月	要介護1 12,447 円/月	要介護1 24,894 円/月	要介護1 37,341 円/月	*利用登録制 *月額定額制 「通い」「泊り」 「訪問（看護・介護）」回数の多少に関係なく、基本料金は毎月左記の金額になります。
	要介護2 17,415 単位/月	要介護2 17,415 円/月	要介護2 34,830 円/月	要介護2 52,245 円/月	
	要介護3 24,481 単位/月	要介護3 24,481 円/月	要介護3 48,962 円/月	要介護3 73,443 円/月	
	要介護4 27,766 単位/月	要介護4 27,766 円/月	要介護4 55,532 円/月	要介護4 83,298 円/月	
	要介護5 31,408 単位/月	要介護5 31,408 円/月	要介護5 62,816 円/月	要介護5 94,224 円/月	
同一建物居住の登録者の利用料	要介護1 11,214 単位/月	要介護1 11,214 円/月	要介護1 22,428 円/月	要介護1 33,642 円/月	*利用登録制 *月額定額制 「通い」「泊り」 「訪問（看護・介護）」回数の多少に関係なく、基本料金は毎月左記の金額になります。
	要介護2 15,691 単位/月	要介護2 15,691 円/月	要介護2 31,382 円/月	要介護2 47,073 円/月	
	要介護3 22,057 単位/月	要介護3 22,057 円/月	要介護3 44,114 円/月	要介護3 66,171 円/月	
	要介護4 25,017 単位/月	要介護4 25,017 円/月	要介護4 50,034 円/月	要介護4 75,051 円/月	
	要介護5 28,298 単位/月	要介護5 28,298 円/月	要介護5 56,596 円/月	要介護5 84,894 円/月	



初期加算	1日につき 30 単位	1日あたり 30 円	1日あたり 60 円	1日あたり 90 円	利用開始後 30 日 間のみ
認知症加算 (Ⅱ)	1月につき 890 単位	1月あたり 890 円	1月あたり 1,780 円	1月あたり 2,670 円/月	認知症日常生活 自立度Ⅲ以上の 方が対象
認知症加算 (Ⅳ)	1月につき 460 単位	1月あたり 460 円	1月あたり 920 円	1月あたり 1,380 円	要介護 2 で認知 症日常生活自立 度Ⅱの方が対象
退院時共同指導加 算	1月につき 600 単位	1月あたり 600 円	1月あたり 1,200 円	1月あたり 1,800 円	退院時の共同指 導を行った場合
緊急時対応加算	1月につき 774 単位	1月あたり 774 円	1月あたり 1,548 円	1月あたり 2,322 円	計画訪問になっ ていない緊急に おける訪問看 護、宿泊を行う 体制にある場合
特別管理加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	1月につき 500 単位 250 単位	1月あたり 500 円 250 円	1月あたり 1,000 円 500 円	1月あたり 1,500 円 750 円	実施に計画的な 管理を行なった 場合
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	1月につき 750 単位	1月あたり 750 円	1月あたり 1,500 円	1月あたり 2,250 円	介護福祉士 100 分の 70 又は勤続 10 年以上の介護 福祉士 100 分の 25
看護体制強化加算 (Ⅱ)	1月につき 2,500 単位	1月あたり 3,000 円	1月あたり 6,000 円	1月あたり 9,000 円	提供される看護 の実態や利用者 の重度化を踏ま えた看護提供体 制を評価した加 算
総合マネジメント 体制強化加算 (Ⅱ)	1月につき 800 単位	1月あたり 800 円	1月あたり 1,600 円	1月あたり 2,400 円	日々変化し得る 利用者の状態を 確認、一体的な サービスを適 時・適切に提供 する為、主治医 や看護師・他の 従業者・多様な 主体との意思疎 通等を図り、連

					携、積極的な体制整備についての評価による加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき 算定した所定単位数の1000分の149に相当する単位数	1月あたり 算定した所定金額の1000分の149に相当する金額	1月あたり 算定した所定金額の1000分の149に相当する金額で、利用者の自己負担割合に応じた金額	1月あたり 算定した所定金額の1000分の149に相当する金額で、利用者の自己負担割合に応じた金額	介護職員の賃金の改善の実施・市町村に届け出による評価による加算

（2）介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ① 食事代・・・ご契約者に提供する食事に要する費用です。
- ② 宿泊に要する費用・・・ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。
- ③ 通常事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎及び交通費  
路程1キロメートル当たり30円（高速道路代実費負担）
- ④ おむつ代（下記参照）
- ⑤ レクリエーション、クラブ参加  
ご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことが出来ます。利用料：材料代などの実費をいただきます。
- ⑥ 複写物の交付  
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。  
1枚につき 10円
- ⑦ テレビ使用料  
ご契約者が宿泊利用時にテレビ使用を希望される場合、個室内でのテレビの使用に要する費用です。  
1日につき 95円＋消費税
- ⑧ コンセント使用料  
ご契約者が宿泊利用時に電気製品を持ち込まれて個室で使用される場合、1機種につき使用に要する費用です。  
1日につき 20円＋消費税

宿泊代、食事代などは利用者の自己負担となります。

内 訳	算定項目	利用者負担額 (介護保険適用外)	備考
食 事 代	朝食	1食につき 300円	おやつ代を含む
	昼食	1食につき 675円	
	夕食	1食につき 675円	

宿 泊 代	泊まり 1泊につき	2,096円	1,905円+消費税
合 計		3,746円	

利用者個人で使用するものについては、その実費を頂きます。但し、その内容についてはあらかじめ本人及び家族に説明し同意を受けたものに限るものとします。

\*おむつの値段（売）

おむつ代	紙パンツ 1枚	¥85円～120円
	パット 1枚	¥30円～65円
	紙オムツ 1枚	¥90円～130円

\*理美容代

美容業者からの請求による実費（ご希望によりご利用された場合）

あらかじめご本人もしくは家族の了承を得た額とします。

\*その他個人使用で使用する物

☆経済状況に著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は利用月の翌月5日～10日までにお支払い下さい。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行振り込み。振込手数料は利用者様負担です。

口座名 医療法人滴水会 小規模多機能ひうち	百十四銀行 今治支店
普通預金	口座番号 604-0517326

(4) 利用の中止、変更、追加

☆看護小規模多機能サービスは、看護小規模多機能計画書に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望などを勘案し、適時適切に通いサービス、訪問（看護・介護）サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものとします。

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能居宅介護サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

- (5) (1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数などを変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、(2)の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良など正当な自由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の50%

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 看護小規模多機能サービス計画書について

看護小規模多機能サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続する事ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問（看護・介護）サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

解決責任者 管理者 渡邊好香

受付担当 計画作成担当者 越智優子

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日 9：00～16：00

○電話番号 0898—35—1101

(2) 行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

今治市介護保険課	電話番号	0898—36—1526
愛媛県国民健康保険団体連合会	電話番号	089—968—8800

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞	
構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能サービスについて知見を有する者、施設の職員など
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言などについて記録を作成します。

8. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施についてはありません。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞			
協力病院	吉野病院	所在地	今治市末広町一丁目 5-5 TEL0898-32-0323
協力施設	老人保健施設燧園	所在地	今治市末広町三丁目 1-6 TEL0898-23-1211

## 10. 衛生管理

- 1 サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染防止の為の衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、または蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
  - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
  - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
  - (3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 11. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修（年1回以上）の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 12. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画書に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防設備>

- ・自動火災報知設備
- ・非常通報装置
- ・消火器
- ・スプリンクラー
- ・非常用照明
- ・誘導灯

<地震、大水災等災害発生時の対応>

- (1) 防火管理者及び火元責任者は、各種器具からの出火防止を図り、異常の有無を統括防火管理者に報告する。
- (2) 自衛消防隊は、従業員、入居者、来客者に対して必要な指示を与え、混乱防止を努めるとともに、旧日吉小学校に参集し必要な指示を受ける。
- (3) 隊長は、防災機関からの避難命令又は自らの判断により指定避難場所である、旧日吉小学校へ避難を命ずる。

\*施設周辺の環境、立地条件等から想定される被害災害に応じた個別計画書策定、計画の施設内掲示、食糧備蓄確保をしています。

## 13. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護

の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置をとるものとします。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 1 4. 記録の整備

利用者に対する当事業所のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

#### 1 5. 認知症への対応力向上に向けた取り組み

事業所は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時

#### 1 6. 生産性向上推進

介護現場における生産性向上に資する取り組みの推進を図る観点から、現場における課題の抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の措置を講じるものとします。

#### 1 7. ハラスメント対策

事業所は、適切な看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

#### 1 8. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 金銭管理は事業所では致しません。
- 所持金品を持ち込むことは出来ません。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 19. 個人情報

### 【利用者への看護小規模多機能サービス提供に必要な利用目的】

#### 《看護小規模多機能サービス事業所内での利用目的》

- 1 当事業所が利用者に提供する介護サービス
- 2 介護保険事務
- 3 看護・介護サービス利用にかかわる当事業所の管理・運営業務
  - ① 利用開始、終了時の管理
  - ② 会計・経理業務
  - ③ 事故等の報告・対策
  - ④ 利用者の看護・介護等サービスの向上
  - ⑤ 看護・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ⑥ 当事業所において行われる学生などの実習への協力
  - ⑦ 当事業所において行われる事例研究
  - ⑧ 当事業所において行われる行事的活動等における地域等との交流
  - ⑨ 当事業所内の広報・掲示・展示物又は運営推進会議や家族会等での説明の場合

#### 《他の事業者等への情報提供をともなう利用目的》

- 1 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ① 利用者に居宅サービスを提供する他の事業所等との連絡・調整等において連携が必要な場合（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ② 利用者の診療等にあたり主治医等医療関係機関の意見・助言を求める場合
  - ③ 家族等への心身の状況説明
- 2 介護保険事務所の委託
  - ① 保険事務の委託
  - ② 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ③ 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- 3 損害賠償保健等にかかわる保険会社等への相談又は届出
- 4 法令に基づいて請求があった場合の情報開示
- 5 代行依頼されている事務等において、家族の個人情報が必要となる場合 など

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能ひうちのサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能 ひうち

説明者署名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定看護小規模多機能ひうちの提供開始に同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者署名 (続柄) \_\_\_\_\_ ( )



看護小規模多機能 ひうち

利用料金表

同一建物居住者以外の登録者	1ヶ月あたりのご利用者負担料金 《介護保険1割負担》	1ヶ月あたりのご利用者負担料金 《介護保険2割負担》	1ヶ月あたりのご利用者負担料金 《介護保険3割負担》	《利用登録制》 《月額定額制》 通い・泊まり・訪問の回数に多少に関係なく、基本料金は左記の定額金額になります。
要介護1	12,447円	24,894円	37,341円	
要介護2	17,415円	34,830円	52,245円	
要介護3	24,481円	48,962円	73,443円	
要介護4	27,766円	55,532円	83,298円	
要介護5	31,408円	62,816円	94,224円	
同一建物居住の登録者	1ヶ月あたりのご利用者負担料金 《介護保険1割負担》	1ヶ月あたりのご利用者負担料金 《介護保険2割負担》	1ヶ月あたりのご利用者負担料金 《介護保険3割負担》	
要介護1	11,214円	22,428円	33,642円	
要介護2	15,691円	31,382円	47,073円	
要介護3	22,057円	44,114円	66,171円	
要介護4	25,017円	50,034円	75,051円	
要介護5	28,298円	56,596円	84,894円	

加算1ヶ月あたりのご利用者負担料金

加算項目	算定要件等	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担
初期加算	1日あたり ・登録した日から起算して30日間は、初期費用として加算されます。 ・30日を越える入院をされた後、再び開始した場合も同様です。	30円	60円	90円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	・介護職員総数に対して介護福祉士を100分の70または、勤続10年以上の介護福祉士を100分の25以上配置している事業所へ加算されます。	750円/月	1,500円/月	2,250円/月
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	・介護職員総数に対して介護福祉士を100分の50配置している事業所へ加算されます。	640円/月	1,280円/月	1,920円/月

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	・介護職員総数に対して介護福祉士を100分の40またはは常勤職員100分の60、または勤続7年以上100分の30以上配置している事業所に加算されます。	350 円/月	700 円/月	1,050 円/月
認知症加算(Ⅰ)	・日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)へ専門的認知症ケアを実施 ・認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、従業員へ留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を実施 ・事業者全体の認知症ケアの指導 ・介護士、看護師ごとの認知症研修計画作成し実施	920 円/月	1,840 円/月	2,760 円/月
認知症加算(Ⅱ)	・日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)へ専門的認知症ケアの実施 ・認知症実践リーダー研修等修了者を配置し職員への留意事項の伝達、又は技術指導に係る会議を実施	890 円/月	1,780 円/月	2,670 円/月
認知症加算(Ⅲ)	・日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	760 円/月	1,520 円/月	2,280 円/月
認知症加算(Ⅳ)	・要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲のものによる日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)	460 円/月	920 円/月	1,380 円/月
退院時共同指導加算	病院、診療所、又は老人保健施設の利用者が退院又は退所するにあたり 看護小規模多機能事業所の保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士が退院時共同指導を行った後、退院、退所後初回の訪問看護サービスを行った場合1回(特別な管理を必要とする場合は2回)	600 円/月	1,200 円/月	1,800 円/月
緊急時対応加算	サービスの提供を行っている時に利用者に病状の変化が生じた場合、その他必要な場合は、緊急対応の手当てを行う(看護師	774 円/月	1,548 円/月	2,322 円/月

	に限る)とともに、速やかに主治医又は協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 *「利用者の同意を得て、利用者、家族に対して基準により24時間体制にあり、計画的訪問になっていない緊急における訪問看護及び計画的宿泊になっていない緊急時における宿泊をいう			
看護体制強化 加算(Ⅰ)	提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の在宅生活を継続する観点から利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に関わる加算 ・ターミナルケア加算算定者1名以上(12月間) ・登録特定行為事業者または登録喀痰吸引等事業者として届出していること。	3,000円/月	6,000円/月	9,000円/月
看護体制強化 加算(Ⅱ)	提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供を評価した加算と減算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続する観点から、利用者の在宅生活を継続する観点から利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に関わる加算	2,500円/月	5,000円/月	7,500円/月
総合マネジメント体制強化 加算(Ⅰ)	日々変化し得る状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供する利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意志疎通を図り、適切に連携する為の体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備についての評価に対する加算。地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取り組みを実施	1,200円/月	2,400円/月	3,600円/月
総合マネジメント体制強化 加算(Ⅱ)	日々変化し得る状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供する利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意志疎通を図り、適切に連携する為の体制	800円/月	1,600円/月	2,400円/月

	構築に取り組むなどの積極的な体制整備 についての評価に対する加算			
特別管理加算	<p>看護小規模多機能サービスに関して特別な管理を必要とする利用者に対して看護小規模多機能サービス（看護サービスを行う場合に限る）の実施に計画的な管理を行った場合加算。</p> <p><b>*（注）医療保険において算定する場合は算定できない</b></p> <p>（イ）在宅悪性腫瘍者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態。</p> <p>（ロ）在宅自己腹膜還流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・栄養経管療法・自己導尿・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高圧症患者指導管理をうけている状態</p> <p>（ハ）人工肛門・人工膀胱を設置している状態</p> <p>（ニ）真皮を超える褥瘡の状態</p> <p>（ホ）点滴注射を週3日以上行う必要があると認められている。</p>	<p>I → 500 円/月 ↓ (イ)</p> <p>II →250 円 /月 ↓ (ロ・ハ・ニ・ホ)</p>	<p>I → 1,000 円/月 ↓ (イ)</p> <p>II →500 円 /月 ↓ (ロ・ハ・ニ・ホ)</p>	<p>I → 1,500 円/月 ↓ (イ)</p> <p>II →750 円 /月 ↓ (ロ・ハ・ニ・ホ)</p>
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	<p>介護職員の賃金の改善の実施・市町村に届け出による評価による加算</p> <p>・算定した所定単位数の1000分の149に相当する単位数</p>	算定した所定金額の1000分の149に相当する金額	算定した所定金額の1000分の149に相当する金額で利用者の負担割合に応じた金額	算定した所定金額の1000分の149に相当する金額で利用者の負担割合に応じた金額
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	<p>介護職員の賃金の改善の実施・市町村に届け出による評価による加算</p> <p>・算定した所定単位数の1000分の146に相当する単位数</p>	算定した所定金額の1000分お146に相当する金額	算定した所定金額の1000分の146に相当する金額で利用者の負担割合に応じた金額	算定した所定金額の1000分の146に相当する金額で利用者の負担割合に応じた金額
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	<p>介護職員の賃金の改善の実施・市町村に届け出による評価による加算</p> <p>・算定した所定単位数の1000分の134に相当する単位数</p>	算定した所定金額の1000分の134に相当する金額	算定した所定金額の1000分の134に相当する金額で利用者の	算定した所定金額の1000分の134に相当する金額で利用

			負担割合に応じた金額	者の負担割合に応じた金額
介護職員処遇改善加算 (IV)	介護職員等の賃金の改善の実施・市町村に届け出による評価による加算 ・算定した所定単位数の1000分の106に相当する単位数	算定した所定金額の1000分の106に相当する金額	算定した所定金額の1000分の106に相当する金額で利用者の負担割合に応じた金額	算定した所定金額の1000分の106に相当する金額で利用者の負担割合に応じた金額

### 実費負担

宿泊代	1泊 (リネン・光熱水費込み)	1,906円+消費税
食事代	朝食	300円
	昼食 (おやつ込み)	675円
	夕食	675円
	<b>1日</b>	<b>1,650円</b>
送迎	旧今治市以外	路程1km当たり30円 高速料金別途
クラブ参加費	趣味活動・レクリエーション	1回につき 95円+消費税
テレビ使用料	個室のテレビ使用	1日につき 95円+消費税
コンセント使用料	個室での電気製品使用	1日1機種につき 20円+消費税

\*医療費・介護用品費・複写物交付など日常生活費はご利用者様の実費負担となります。

平成30年4月1日 改定  
平成30年8月1日 改定  
令和1年5月1日 改定  
令和1年10月1日 改定  
令和2年4月1日 改定  
令和3年4月1日 改定  
令和4年4月1日 改定  
令和4年10月1日 改定  
令和6年4月1日 改定  
令和6年6月1日 改定